



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 11 日(金)
第 8 5 3 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (732) (東部振興課) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (733) (農地・水保全課) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (734) (西部総合事務所福祉保健局) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (735) (〃) 3
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (736) (東部福祉保健事務所) 3
	土地改良区の役員の就退任 (737) (東部農林事務所) 3
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) 4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (危機対策・情報課) 5
	制限付一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 8
	落札者の決定 (総合療育センター) 11

告 示

鳥取県告示第732号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年12月4日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人どんぐりこ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
西村 ひとみ
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者・高齢者・ひとり親等に対して、自立支援に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山土地改良区の定款の変更を平成25年10月4日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第734号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人麗明会	ばんだの里やすはら通所介護事業所	西伯郡大山町安原1119	平成25年10月8日	通所介護

〃	ばんだの里訪問介護 事業所	〃	〃	訪問介護
---	------------------	---	---	------

鳥取県告示第735号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人麗明会	ばんだの里やすはら 通所介護事業所	西伯郡大山町安原 1119	平成25年10月8日	介護予防通所介護
〃	ばんだの里訪問介護 事業所	〃	〃	介護予防訪問介護

鳥取県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年10月11日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
有限会社ケア・サービス博愛	有限会社ケアサービス 博愛訪問介護事業所	鳥取市吉方温泉 二丁目516	平成25年8月 27日	平成25年9月 1日	訪問介護

鳥取県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年10月11日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理事	竹内克彰	鳥取市福部町湯山100
〃	飼牛芳明	鳥取市福部町湯山42
〃	湯邨勲	鳥取市福部町湯山813
〃	山根健	鳥取市福部町湯山742
〃	浜本直広	鳥取市福部町湯山348-1

〃 猪 上 喜 幸 鳥取市福部町海士159
〃 山 根 憲太郎 鳥取市福部町細川268
〃 田 川 一 鳥取市福部町細川306
〃 宮 本 定 男 鳥取市福部町細川1192-1
〃 前 嶋 昭 三 鳥取市福部町岩戸7-2
監 事 谷 本 英 美 鳥取市福部町岩戸119
〃 橋 本 浩 明 鳥取市福部町湯山2079
〃 岸 本 一 良 鳥取市福部町海士546
平成25年8月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 飼 牛 芳 明 鳥取市福部町湯山42
〃 香 川 恵 鳥取市福部町湯山11-1
〃 湯 邨 勲 鳥取市福部町湯山813
〃 山 根 健 鳥取市福部町湯山742
〃 猪 上 喜 幸 鳥取市福部町海士159
〃 浜 本 幸 信 鳥取市福部町海士540
〃 田 川 一 鳥取市福部町細川306
〃 横 田 仁 志 鳥取市福部町細川358
〃 前 嶋 昭 三 鳥取市福部町岩戸7-2
〃 岩 崎 一 鳥取市福部町細川1295-2
監 事 谷 本 英 美 鳥取市福部町岩戸119
〃 岸 本 一 良 鳥取市福部町海士546
〃 岡 野 巧 鳥取市福部町湯山21
平成25年8月17日就任 任期4年

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成25年度第2回自衛官募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 採用する自衛官候補生（男子）予定数
 - (1) 陸上要員：若干名
 - (2) 海上要員：若干名
 - (3) 航空要員：若干名
- 2 募集期間
平成25年11月15日（金）まで
- 3 試験種目
筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成25年11月21日（木）

※応募状況により同月22日（金）を予備日とする。

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地

5 合格発表予定日

試験実施日に示す。

6 採用予定時期

平成26年3月下旬又は4月上旬（詳細は、採用予定通知書で通知）

7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-26-2900）

米子地域事務所（0859-33-2440）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

防災行政無線空中継局他直流電源装置更新整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から平成26年3月20日まで

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分が次のいずれかであること。

なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月30日(水)正午までに4の(2)の場所に提出すること。

ア 電気通信機器類の電気通信機器又は電気材料

イ 機械器具類の諸機器

ウ 建物等の保守管理の電気通信設備管理(運転保守)

- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可のうち、電気工事業又は電気通信工事業の許可を受けている者であること。

- (4) 平成25年10月11日(金)から同年11月20日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 平成25年10月11日(金)から同年11月20日(水)(再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (6) この公告に示した業務を業務の期間内に確実に履行できる者であること。

- (7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県危機管理局危機対策・情報課

電話 0857-26-7788又は7789

電子メール kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.jp

- (2) 競争入札参加資格者の審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成25年10月11日(金)から同年11月15日(金)までの日にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1346>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成25年10月11日(金)から同年11月14日(木)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで及び同月15日(金)の午前9時から正午まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)

により、(1)の場所へ送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年11月20日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月19日（火）午後5時までとする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県第二庁舎 4階 第27会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の(1)の場所に平成25年11月15日（金）正午までに提出しなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Updating maintenance about the direct-current power supply equipment for disaster prevention

administration radio

- (2) October 30, 2013 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) November 20, 2013 11:00 AM : Time-limit for submission of tenders
(November 19, 2013 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division of Planning Tottori Prefectural Government 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan
TEL : 0857-26-7777, 7778
E-mail : kikitaisaku-jouhou@pref.tottori.jp

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

免許台帳ファイリング県間通信装置機器賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品

免許台帳ファイリング県間通信装置 一式

イ 購入物品

ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア 借入物品の納入期限

平成25年12月9日

イ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成26年1月1日から平成30年12月31日までとする。

(4) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、次に掲げる費用の合計額を(3)のイの期間（60月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

ア 調達案件に係る機器設定及び搬入設置に要する費用

イ (1)のアの物品に係る(3)のイの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

ウ (1)のイの物品の価額

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に60を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。また、今後、消費税及び地方消費税の税率の増に係る予算が成立した場合には、契約の変更に係る協議を行うことができるものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成25年10月11日（金）から同年11月6日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月25日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

エ (2)の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

オ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

カ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

(2) 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした 2 者に関する要件

ア 2者それぞれが(1)のア、イ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営であり、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類であること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとする場合は、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成25年10月25日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

エ 2者のうち1者は、鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有していること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成25年10月11日（金）から同月18日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平

成14年法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成25年11月6日(水)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月5日(火)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年10月21日(月)午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項に規定する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をしたものを落札者とするところがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 10 月 11 日

鳥取県立総合療育センター院長 鱸 俊 朗

1 調達件名及び数量	鳥取県立総合療育センター電子カルテシステム導入業務 一式
2 契約方式	総合評価一般競争入札
3 落札日	平成 25 年 9 月 20 日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社ケイズ 米子市両三柳 2864-16
5 落札金額	41,790,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成 25 年 7 月 26 日
7 落札方式	総合評価落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	福祉保健部（鳥取県立総合療育センター事務部） 米子市上福原七丁目 13-3